

2020年6月3日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社
(コード：6721 東証二部)
代表者名：代表取締役社長 姜 輝
問合せ先：専務取締役 樋口 真康
(TEL：045-317-7888)

株主による臨時株主総会の招集請求の内容変更に関するお知らせ

当社は、当社株主から2020年3月27日に受領した臨時株主総会の招集請求に関する書面の内容につきまして、2020年6月1日、に社債、株式等の振替に関する法律154条2項・3項に基づく個別株主通知の受領・確認が完了いたしました旨、お知らせいたしましたが、2020年6月2日に請求人らから改めて請求書面を受領しましたのでお知らせいたします。

記

1、変更内容

変更前	変更後
臨時株主総会の招集請求書受領日 2020年3月27日 (提案理由の要旨) 解任対象取締役は、武漢精測電子集団股份有限公司と利益相反取引をしている疑いがあることと取締役5名中中国出身の取締役が過半数以上の3名となったことから当社の上場企業としての経営独立性に疑義があり、取締役としての品格の上でも不適任である。	臨時株主総会の招集請求書受領日 2020年3月27日(取下げ) 招集請求書受領日 2020年6月2日 (提案理由の要旨) 解任対象取締役は、もっぱら武漢精測電子集団股份有限公司の利益を図り、ウインテストの少数株主の利益を無視し経営を行っている恐れがある。次に、両取締役はウインテストの資産を不正に流用している疑いがあり、2020年7月期第2四半期末に計上した特別損失は、武漢精測の利益のために不正に支出した費用である疑いがある。これらはウインテスト取締役として善管注意義務違反及び忠実義務に違反する行為である疑いがあり、ウインテストの企業価値を著しく毀損しかねないものである。

2、変更の理由

2020年3月27日に受領した招集請求内容の目的事項及び議案の要旨につきましては、変更、追加はありませんが、提案理由が補充されております。

3、本請求への当社の対応方針

本請求の内容に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、まず解任請求されている取締役には何らの善管注意義務違反及び忠実義務に違反する行為はなく、事実無根であります。請求人らの議案提案理由は、明らかな事実の誤認に加え、何ら根拠のない推測と害意に基づく個人に対する中傷、そして当社の信用を不当に毀損するものではありませんが、本請求の内容に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第、速やかに開示いたします。

以上